4. 教育データの利活用の視点

① 一次利用(現場実践目的)と二次利用(政策・研究目的)

② 公教育データと個人活用データ

✓ 一次利用:個々の児童生徒、特定の状況・場面等に応じて活用。 ✓ 公教育データ : 公教育の実施に必要なデータ。

✓ 二次利用:全体の状況·傾向等を把握。

✓ 個人活用データ: 学校外のデータを含め、個人として活用していくデータ。

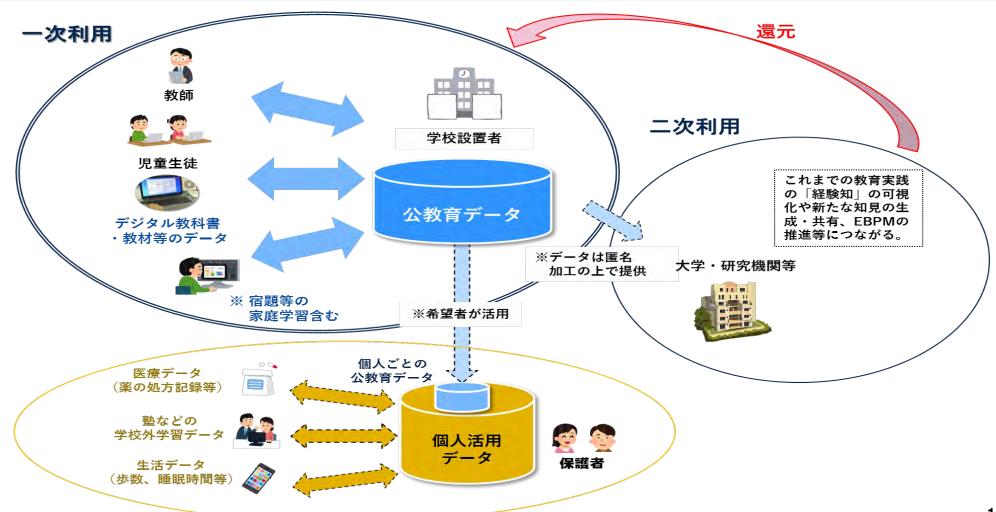
具体的な個人等を特定できる情報は用いない。

二次利用を含め、政府全体で検討を深める必要。



GIGAスクール構想による1人1台環境の構築が進む中、

まずは、全国の学校現場で公教育データの一次利用ができる環境の充実が急務。二次利用についても同時並行で検討・実施。



5. 学校現場における利活用(公教育データの一次利用)

- ✓ 各学校において、便利に利活用できる仕組 みの構築が必要。
- ✓ 様々な教育データを相互に参照し合えることにより、複数のコンテンツやシステムを円滑に使用できることが重要。



- ✓ 正確な把握に基づく個別最適な対応を行う際、多面的なデータの活用が有用。
- ✓ 学校・自治体がデータを主体的に活用できるよう、ユースケースを収集し、知見の共有を図るべき。また、支援体制の構築や自治体間が連携できるコミュニティづくりが必要。
- ✓ デジタル教科書・教材が連携し、他のデータと併せて活用できるようにするべき。
- ✓ 学習ツールの窓口となる「学習 e ポータル」の普及促進を図るとともに、ガバメントクラウド構想等も踏まえつつ、学校・自治体ごとのデータ集約の標準モデル構築等が必要。

6. ビッグデータの利活用(公教育データの二次利用)

✓ 教育水準の向上には、現場の実践や政策 立案に資する、大規模な教育データ(ビッ グデータ)の分析に基づいた評価・改善等 が必要。その際、具体的な個人等を特定で きる情報は用いない。



- ✓ 児童生徒や教職員が実際に活用するシーンから、必要な仕組みを検討することが必要。
- ✓ 優れた教師の指導の可視化・定量化など、学校現場が必要とするものをくみ取るとともに、 効果的だったものが研究者にも伝わる双方向のルート確保が重要。
- ✓ データ利活用のポリシーに係る議論を進めるべき。その際、学習者本人が意図しない形での不利益な取扱い等がされないことが必要。

7. 生涯を通じたデータ利活用(個人活用データ)

✓ 学びの連続性・継続性というメリットがある 一方、本人の望まない形でデータが流通・ 利用されることを懸念する声もある。



- ✓ 希望する者が、公教育データだけではなく、自身の様々な個人活用データを集約し、本人 が自由に使えるようにすることで利便性が高まる。
- ✓ 多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、**政府全体に** おいて検討を深める必要。

8. 教育データの標準化

- ✓ 教育データの相互運用性を確保するため、 データ内容・規格の標準化は不可欠。
- ✓ 文部科学省 「教育データ標準」の検討を 加速化すべき。



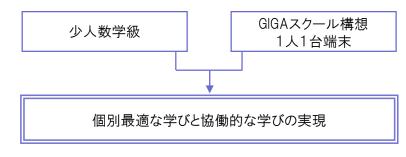
- ✓ 国際標準規格に沿いつつ、我が国の実情に合う形で進めていくべき。
- ✓ 活用結果を踏まえ、改訂・洗練していくことが求められる。
- ✓ 大学をはじめ生涯を通じた学びにおけるデータ利活用を推進する観点から、標準化の範囲拡大等に取り組む必要。
- ✓ デジタル教科書や様々な教材等で「学習指導要領コード」等を活用していくべき。
- ✓ 児童生徒IDの在り方については、技術の進展も見つつ、今後、具体的なユースケースを もとに検討が必要。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

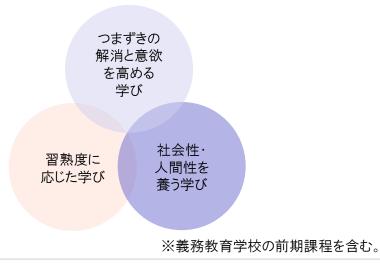
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える 影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等 の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置 等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

新時代の学びに対応した学校施設の計画的・効率的な整備

- ○少人数学級とICT活用を両輪とした個別最適な学びを実現するための施設環境の整備が必要。
- 〇昭和40年代後半から50年代に集中的に建設された施設を中心に、安全面・機能面において老朽化による問題が深刻化。
- ○学校施設は、災害時には避難所にもなる重要な地域コミュニティの拠点。

一人一台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びを実現していくため、地域の将来像を見据えつつ、膨大な数の既存学校施設について、安全・安心を確保する老朽化対策と、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上を併せて計画的に整備することが必要不可欠。

<学校施設の老朽化対策> 公立小中学校の建築年別保有面積<全国> 築25年以上の施設 面積が約8割 3.000 2.500 安全面・機能面で老朽化による 2.000 問題が深刻な施設を解消する必要 3.106 1,500 1.000 500 699 675 <築年数と安全面の不具合発生率>

<新時代の学びに対応した質的整備>



「改築」から「老朽化対策と教育環境の向上を一体的に行う長寿命化改修」にシフトするとともに、 施設の複合化・共用化を促進